

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

最高裁判決は「監査役の実責任あり」 — 印刷業 X の預金残高確認事件

私は、2020年3月6日に、「それは監査役の実責任か」というタイトルで執筆した (No. 40)。その時の冒頭の文章は次の通りである。事件の概要を知って頂くために記載する。

小さな印刷会社 X の監査役は、期末の会計監査で、経理担当者 C に、銀行の当座預金残高の金額を確認するために、銀行からの残高証明書を見せるように要求したところ、出てきた証明書は、色刷りで何らの不自然なところはなく、「原本」であると確信した。

翌年以降は、「原本」の白黒コピーが出てきた。監査役は、昨年確認済であったから、これは「原本」のコピーであると考え、疑いを持たなかった。

2016年7月6日、その銀行から X 社に対して、X 社の帳簿上の残高と銀行の実際の預金残高に差があるとの指摘があり X 社は C に事情聴取。X 社の当座預金口座の取引履歴及び C 名義の普通預金口座の取引履歴を取り寄せ調査したところ、約 2.4 億円が、X 社の当座預金口座から C 名義の普通預金口座にネットバンキング等を利用して移し替えられ、横領されていたことが判明した。C は当座預金口座の残高証明書を偽造していた。

X 社は、監査役に対し、残高証明書の「原本」を確認しなかったのは、監査役としての任務懈怠として、1.1 億円の損害賠償請求を提訴した。

被告監査役は大 12 年 (1923 年) 生まれの公認会計士・税理士。1967 年 7 月 25 日から 2012 年 9 月 1 日 (注) まで監査役、報酬は月 3 万円、年 36 万円。会計監査人としてではなく、しかも会計限定監査役と見なされた。

一方、従業員 C は 2006 年 5 月から 2016 年 7 月まで X 社の会計担当の専門職として勤務、2016 年 7 月横領が発覚し、論旨退職、翌 2017 年 7 月死亡した。

1. 第一審 (千葉地裁。2019 年 2 月 21 日判決) は、監査役は原本の実在性の確認を怠ったとして監査役に約 5,763 万円の支払いを命じた。日本監査役協会の「会計監査人非設置の監査役監査マニュアル」において、「資産の実在性の確認には、単なる数字の

照合だけで満足しないことが肝要である」とあり、これは、原本に当たるべき」との指摘であるとした。

2. 第二審（東京高裁 2019年8月21日判決）は、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであるなど特段の事情のない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認すれば、任務を怠ったことにはならないとして、「原告（会社）の請求を棄却する」との判決であった。また、次のように述べている。

原始証憑を確認しなかったり、その偽造が見破れなかったとしても、会社の取締役やその指示を受けた使用人も同様の状態にあったとすれば、会計限定監査役の善管注意義務違反を問うことは困難である。社長や経理担当取締役は、ネットバンキングのサービスを利用して銀行口座の残高を日々確認し、半期ごとに銀行から残高証明書を取ることも簡単にできたはずである。取締役の善管注意義務違反こそ検討されるべきである。

3. 第二審を受けての私のコメントは次のようなものであった。

大和銀行ニューヨーク支店事件は、印刷業X事件のように、たった月3万円の監査役報酬しか得ていない監査役のみに責任を押し付けるというのではなかった。内部統制の観点から取締役の責任を認めている。そういう観点からは、二審の判決は、監査役にとって有難いものと考えられる。

ただし、裁判だから、どう転ぶかは予測できない。一審のような判決もあり得るのである。そういう意味では、残高報告の「原本」を監査役が直接、金融機関から入手することをお勧めしたい。

4. 最高裁判決（2021年7月19日）は、「原判決（第二審）を破棄する。本件を東京高裁に差戻す」であった。つまり、第一審と同様、監査役の責任を認めたのである。

判決文は次のようである。

監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行なってよいものではない。監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。

そして、裁判官のひとりが次のような補足意見を述べている。

会計限定監査役は、公認会計士又は監査法人であることが会社法上求められていない以上、被上告人（監査役）が公認会計士資格を有していたとしても、上告人（会社）

の監査に当たり被上告人にその専門的知見に基づく公認会計士法の規定する監査を実施すべき義務があったとは解し得ない。

本件口座の実際残高と会計帳簿上の残高の相違を発見し得たと思われる具体的行為、例えばインターネット口座の残高の推移記録の閲覧を要求するなどの行為を行うことが通常の会計限定監査役に対して合理的に期待できるものか否かを見極める必要がある。

また、被上告人は2007年5月期の監査で提供された残高証明書はカラーコピーで偽造されたものであり、2008年5月以降は白黒コピーであったとすると、2008年5月以後の監査の際に、被上告人は残高証明書の原本等の提示を求めるべきであったと言えるか否かについても慎重に判断する必要がある。

私のコメント

何とも悲しい判決である。この印刷会社にとっては、2.4億円という金額は大変な額であり、「監査役には責任なし」の判決に対して上告したのも当然であろう。

しかるに、一方、被告の監査役にしてみれば、会計限定監査役としての報酬は年36万円に過ぎず、その責任を問われても絶句する他ないであろう。

しかも、実際に不正をした当時者Cは、発覚した年の翌年に死亡している。

もし、他の株主がいて、その株主が提訴したのなら、社長や経理担当取締役の責任も当然追及したであろう。

2012年、この監査役が退任して2016年に発覚するまで、社長の身内の方が監査役の後任だったという。その方も、不正に気付いていない。

また、2016年7月に、銀行が気づいたというが、銀行は、どうして気付いたのだろうか。X社の会計帳簿を見たのだろうか、C氏から聞き出したのだろうか。

この最高裁の判決で、高裁に差し戻されたわけであるが、裁判官のひとりが出した意見書などを参考に賢明なる判断を期待する。